一日に災害が連続

四山　死亡一、重傷三名出す

五月二十九日、四山鉱で変災が発生、一名の犠牲者を出した。就労いらい実に五名の仲間が生産の犠牲として坑内に生命を埋めた。この日四山鉱では一日に二回もあいついで災害がおこり、殉職のほか三名の重傷者を出すにいたっている。就労いらい月に一人は生命を落っているのだ。われわれはねばりづよく保安追及をおこない、保安確立のたたかいをすすめて、生命を確保しなければならないことをさらに強く感じるものである。

五月二十九日午前十一時二十分ごろ、四山鉱五六〇米坑道連延掘気道拡大（三目裏）で拡大個所のボタ積み作業中、天井が剝離（岩の大きさ一、四米×一、九米×〇、二米）して、同所で作業中の掘進四名のうち吉海三夫さん（43）穂満勝さん（35）倉内淳さん（35）の三名が重傷を負うという災害が発生した。

この日、現場には午前七時十分ごろ到着、三番方からの引継ぎでは掘進はやっているが、天井が悪いからスケ柱を三本打っているが、注意してくれということであった。このため、保安係員も一緒に天井点検をやり、十分注意して作業していたのである。

なお、重傷された吉海さんは右大腿骨折、腰椎骨折、穂満さんは右大腿骨折、腰椎骨折、倉内さんは左大腿挫創であり、三名とも三池労組員である。

月一人の殉職者

同じこの日の午後九時二十五分、こんどは六〇〇米坑道西五卸東一片二昇NO1卸（小切羽）で落盤して採炭の村上勉さん（四山社宅二十三歳・29才）が死亡した。

災害時、村上さんは切羽採炭作業ショベリング中、天井が抜け落ちたので危険を感じ避難中、落盤にあったもので、落盤により頭蓋底骨折、右前頭骨折で十分後に死亡された。

なお、死亡した村上さんはさいきん第二組合に入ったが、そのご三池労組へ復帰を希望し、その準備中であった。ところが村上さんの兄弟、親せきはみんな三池労組員であり、村上さんが第二組合に入ったことは奥さんも知らなかったほどで、死亡後それが奥さんにはわかったものである。

奥さんとしてはあくまで三池労組にいる決意がつよく、このため葬儀準備なども、第二組合の世話になりたくないと三池労組の方に頼まれ、組合ではその旨を第二組合に話して、三池労組の方で葬儀、通夜などを行なった。

社葬は三十日行われた。

スライドや録音

就職者の家族と懇談会

離職者の完全就職に職対部が中心になって精力的な活動をつづけているが、こんど県外就職開拓のための現地実情の理解を深めるために離職者の中ですでに東京、大阪に就職している家族を招いて、向うの生活実態や求人状況などを聞くため家族懇談会を五月三十日から六月一日まで各地区でおこなったこの懇談会のため東京でSK興作所に勤めている島村さんの奥さんと、大阪で就職した島松さんの奥さんが出席、また東京、大阪の職安関係者、炭鉱離職者援護会関係者、大牟田、筑豊両職安所長らも出席した。

懇談会ではまずスライドによる就職している人たちの作業の紹介や住宅の紹介などがあり、スクリーンには、仲間たちが真剣に働いている姿などが現われ、みんなも顔見知りだし、懐しそうに見入っていた。

つづいて、テープコーダーに吹込んだ録音で、現地の作業のもようや、生活のこと、住宅のことなどが聞かされた。これにも三池の仲間たちの声がおさめられており、まだ就職していない人にたいしてこれまでの経験の中から得た就職する時の決意や、決心をうながすことなどが語られていた。

このあと、島村、島松さんなどが就職したときの実情や、住宅の問題、生活のことなどを中心に語ったり、職安所長が東京、大阪の求人状況、住宅関係を説明した。

以上の話を中心に懇談をはじめたが、都会生活に対する不安や、それに関しての希望などがつぎつぎと出された。

島村さんの場合は共稼ぎで収入も二万円とちょっと、会社の中に住んでいるので家賃、光熱費など不要のためいぐらな条件はよいという。島松さんも共稼ぎ住宅に苦労し、大阪ではほとんどが十五万から二十万円の敷金が必要だということや、三池で考えていた不安も、現地に来て見ればそう心配することなく、何とかやっていけるということが語られ、そして、就職するにしてもやはり努力することが一番だと強調された。

また、職安所長からは大阪などの内職状況もくわしく話されたり、パイプハウスのことまで説明があった。

三目間の懇談会を通じて、いままで不安と思っていた都会での生活もある程度はこれで理解が得られたようだし、県外就職への理解も一歩深まったものと思われる。

× ×

現地のもように質問がつづく（通万で）

政暴法通過は無効

踏みにじられた民主主義と国会

悪法粉砕に総力をあげよう

自民党と民社党は二日午後衆院法務委員会を強行開会し、政暴法を可決しようとした。そして午後十一時七分、自民党は政暴法を修正案どおり可決したと主張しているこれは、一年まえ岸内閣がやった新安保条約強行採決の暴挙とまったく同じやり口である。

ところが、この日は法務委員会自体がまったくひらかれていなかったのである。

開かれなかった法務委

自民党が採決を行なったと称している第十二委員室の実情は、速記者もおらず、自民、民社の議員がかっぎこんだ池田委員長も委員長席に着席しないまま「万歳」を唱えただけのもので、質疑打切り、採決はおろか、委員会自体が存在していなかったというのが真実である。

この議会と民主主義をふみにじる暴挙に対して、同夜安保反対国民会議、総評、社会党、共産党はただちに声明を発して、強行採決を認めず、このような暴挙に徹底的にたたかうことを発表した。

何もわからず万歳する自民・民社の議員

さらに狂気じみた池田内閣と自民党は民社党の協力を得て、三日午後衆院本会議を一方的に開会して「政暴法」の強行通過をはかったのである。

この場合も、前夜にもおとらぬ暴挙ぶりで、渕瀬議長は着席できず自民党席の中央付近に座りこみ、それを与野党が入り乱れて取り囲み、応酬がはげしくくりかえされたが、自民党席の中央にあるマイク付近で、自民党議員の一人が身ぶりして叫んだら、自民党議員たちがわけのわからぬあやふやな顔をしてバラバラと拍手をはじめ、「万歳」を連呼しながら退場をはじめた。民社党議員は、わけのわからぬまま着席していたが、自民党からの連絡であわてて立ち上り自民党の万歳に合せて手をあげた本会議の経過は速記録にもちろん何ものっていない。

こうして政暴法は通過したと、自民、民社党は主張しているが、これは明らかに無効である。

国会の権威はまったく地におちて民主主義は完全に破壊された。

10万人が国会っつむ

このあいつぐ暴挙にたいして、午後一時すぎ第二次統一行動の中央集会にはそくそくと労働者、市民、学生が結集し、自民党およびこれに協力した民社党にたいする怒りをたぎらせながら国会へ向ってデモをつづけ、十万の大衆が国会をつっつんだ。また、二日夜からこの三日にかけて各地で決起大会がもたれ、許されぬこの暴挙に抗議の声はいよいよ高まってきた。

安保反対国民会議、総評、社共両党をはじめ文化人、大学教授団も直ちに声明を発表し、安保を上回る闘争を組むことになった。

政暴法粉砕の指示

炭労では中闘指令第五九号を発したが、三池労組ではこれにもとずき六月二日、別掲のような指示を発した。

三池闘争公判を傍聴して

裁判の勝利を信ず

自治労県庁職員組合
本部組織部長　勝野　祐二

四月五日の社宅事件から五月二十五日までの間、私たちは、この裁判を傍聴するため、県下二十支部から逐次数名の動員をおこなってきた。

ご承知のように県庁職員組合でも、士屋知事リコールの闘いで友松元副委員長の首切りがおこなわれ、この闘いが人事委員会審理という形で闘われた経験をもっていますが、本庁にいって、三池の裁判ほど階級裁判、階級闘争という言葉を実感させたものはなかったと思います。エネルギー革命という言葉にかくされた資本主義自体の矛盾がたい矛盾、現在の社会的な意味、資本主義下の合理化が果して社会進歩（人間の幸福を向上させる）と一致しておこなわれているね。警察や裁判所は、果して常に正しいものか！三池の裁判を傍聞きながら、いまさらながら重大な闘いの意義、今日の労働運動の本質を教えられる思いがしたのは私だけの感じではあるまいと思います。全く裁かれているのは資本主義の犯罪性であり、池田の安保体制を推進する全政策であるといえます。

県庁では、この裁判に提出された冒頭陳述書の第二章第一節「三池の闘い」全文をパンフレットに印刷し、裁判が教えている教訓を全組合員のものにする活動に取組んでいます。いま安保と合理化に反対する闘いは、再び日炭高松の闘いを頂点にして発展しようとしています。高松の勝利は三池の敗訓を抜きにしては考えることは出来ないと思います。その意味からも三池の裁判がもっともっと広範な層を結集した聴をかちとることの必要性が感じられてなりません。裁判の勝利を信じ、安保と合理化を粉砕するために、今後とも三池労組が先頭に立たれることを願って……

裁判にもっと関心を

福岡県職大牟田支部
組織文教部長　大塚　正信

差別反対など困難な闘いをつづけられている三池労組の皆さん、毎日ほんとうにご苦労さまです。

きょうは先月の中旬から下旬にかけて福岡地裁で行なわれた三池争議の公判を組織からの動員により二、三日傍聴に行ったなかで感じたことについて申し上げてみたいと思います。

まず、私には会社や第二組合側の証人がいかにも自信ありげな口調で証言していても、どこかいつもウンロメタサを感じているように見られたのに反し、三池労組や主婦会の人たちは、晴らしげに堂々と述べていられました。さすが合理化反対の闘いや会社側の悪想攻撃をはね返えしながらやってこられているだけはあるナアと改めて感心させられました。

またいろいろありますが、つづく考えさせられたことは、裁判というものについてでありました。「政暴法」が強行採決をみ、松川の判決が二カ月後に迫っている今日、ほんとうの意味での「法の支配」とか「法治国家」とは何か、ということについて主権者たる国民の権利としてまた義務として十分考えてみなければならないと思いました。

要するに、私たちはもっと裁判に関心をもち、そしてその考えるところを裁判に反映させるよう努めなければならないと思うとともに、批判されるべきは「裁判批判」をする人たちでなく、「裁判批判」を「世間の雑音」とうそぶく裁判官や、裁判が有罪になるか無罪になるかを、西鉄ライオンズが勝つか負けるかと同じような感覚でしか関心を示さない無自覚、無責任な人たちの多くいることではないかと思うのです。

「法の目的は平和であり、これを達する手段は闘争である」

イエーリング「権利のための闘争」より

政暴法粉砕のための指示

左右の暴力排撃に名目をつけ、国民大衆の民主的な権利と行動を封殺、とくに労働組合の抵抗を破壊せんとする「政暴法」はまさに資本家の政治的暴力をこれ以上自由なものとする未曾有の悪法です。

その上、自民党政府は、昨日より防衛二法案、騒擾基本法の一方的強行をはかり、その極反動性をバクロしています。

われわれは自らの自由と権利を守るため、中闘指令第五九号に基き左記の通り行動する。

記

一、行動の目的　政暴法粉砕
二、日　時　六月三日
三、行　動　時間外職場大会を開催して意志統一を行ない、支部毎に政府・自民党に抗議、社会党共産党に激励、民社党に撤回要請をそれぞれ打電すること。
四、その他　具体的細部事項については支部闘争委員長の指示に従うこと。

以　上

三池労組の歴史を汚した分裂中央委

S三十四年三月十五日

宮川さん、久保田さん、灰原さん達をのせて中央委のある体育館にかけつけた私は変な戸惑いを感じ、じりじりしたい気持になった。見なれない白旗やプラカードをおしたてて、おびただしい自動車が、広場前の道をながながと埋めつくしていた。そして、その列のなかのマイクは、明らかに三池労組をひぼうする、はげしいヤジを中であった。ところが村上さんの兄弟、親せきはみんな三池労組員であり、村上さんが第二組合に入ったことは奥さんも知らなかった。

マイクをにぎり、演説していた。たしかに三池労組の人々だが、演説の中味は「三池労組ひぼう」であった。

体育館横に、支部旗、分会旗をたてて立っている人々は、各支部から集ってきた行動隊や傍聴者らじゅったが、批判……

「おとなの童話」

〝はたかぜ〟物語 (4)

勢力といわれる巨……つている群衆の気勢にくらべて、何となく気押されの形で、数も少く、不安気であった。

三池労組にきて、こんな奇妙な雰囲気は……はじめてであった。何か、目の前に、たいへんなものが……たちふさがった感じで、気持が暗くなった、が、私たちがここで闘わなければならないことは大変なことになるよりほかなかったが、マイクだけで十分会場の緊張度は感じとることができた。

まず菊川の「中央委開催要求」の理由書、闘争戦術転換の要求書の朗読があって、それに対する質疑の応答、賛成と反対のするどい意見発表がつづいたが、それらは、われわれが気づかぬ間に、三池の中に植えつけられた敵性の芽をまざまざと感じさせるもので、一応会議のルールを守りながら、それでいて舌先から火を吹くようなはげしい言葉と言葉のたたかいが、時のたつのも忘れてつづけられた。ほとんどヤジというヤジはまかれなかった。ヤジをとばしえぬほど、深刻な、全神経を傾注した、真剣なたたかいがつづいていたということであろう。

その、会場の緊張度を反映して私をめぐる広場の空気も、暗くなるとともに、重く、とげとげしいものになっていった。

批判分子は不安をかくし切れぬように、会場のドアをたたき、「傍聴させろ」とどなり、果ては中央委けん制のはげしいデモをやりはじめた。彼らもまた必死であったろう。

質疑応答が一応でつくして、批判分子の戦術変更要求案が採決にいった！と思った途端、急に場内が騒然となった。

裁判の勝利を信ず

三池闘争公判を傍聴して